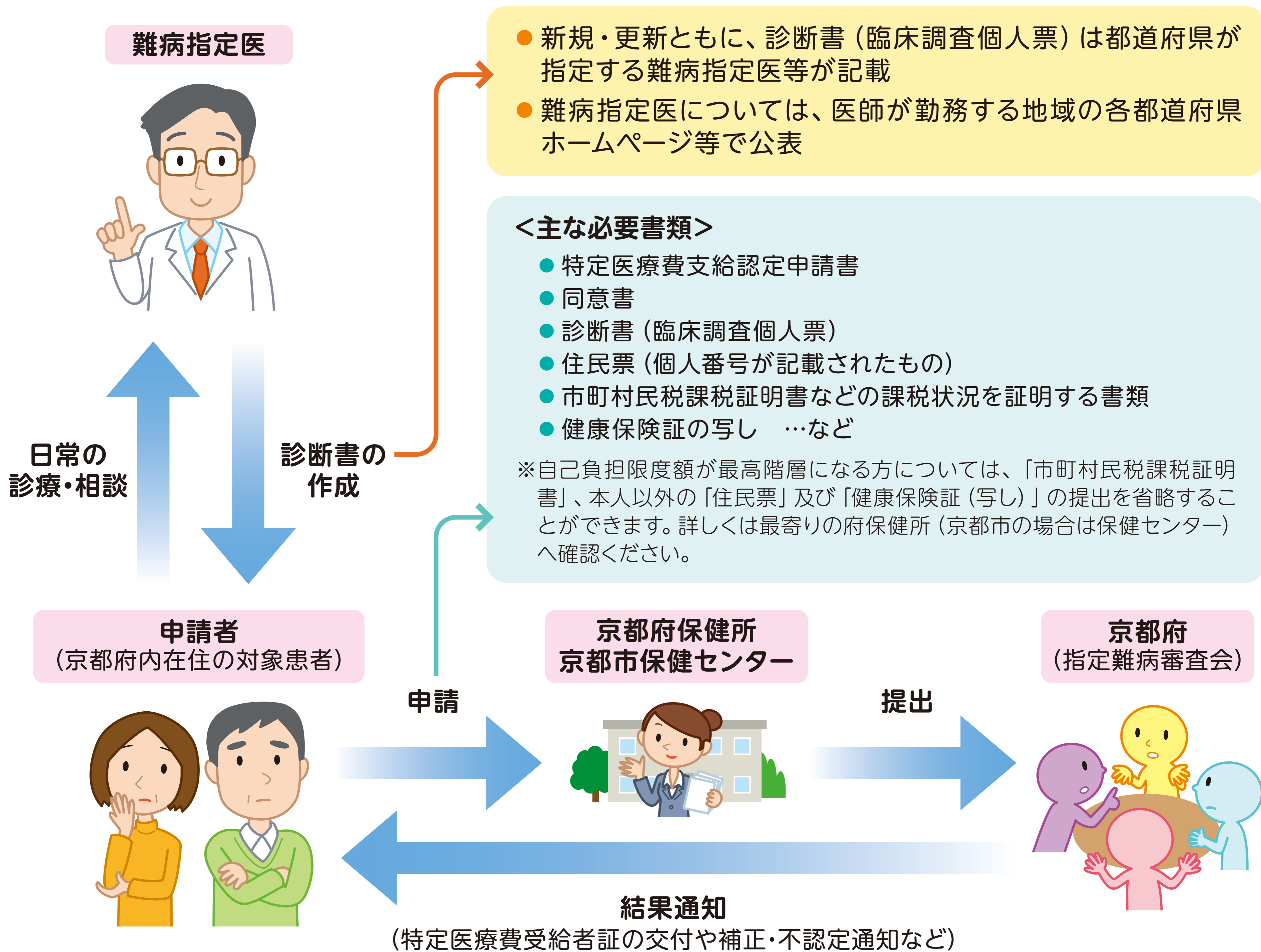


特定医療費の支給認定を受けるために 必要な申請手続きについて



- 1 指定難病と診断され、特定医療費（医療費助成）の支給認定を受けることを希望される場合は、必要書類を準備し、京都府保健所（京都市の場合は保健センター）に医療費助成の申請をしてください。
- 2 認定された場合、「特定医療費受給者証」と「自己負担上限額管理票」が交付されます。認定されなかった場合は、その旨通知する文書が送付されます。
- 3 指定医療機関で「特定医療費受給者証」と「自己負担上限額管理票」を提示することで、医療費の助成が受けられます。
- 4 医療受給者証の有効期間は、原則として申請日（府保健所等に必要書類を提出した日）から1年以内で、都道府県が定める期間です。
なお、1年ごとに更新の申請が必要です。